

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十一条の二 削除</p>	<p>（兼職禁止）</p> <p>第二十一条の二 議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、国会議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことができる。</p> <p>3 議員秘書は、前項の許可を受けた場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、その旨並びに当該兼職に係る企業、団体等の名称、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を、当該国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。この場合においては、両議院の議長が協議して定める事項を記載した文書を添付しなければならない。</p> <p>4 前項前段の文書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。</p>